

承認第2号

専決処分の承認を求めることについて（商工業生産設備等に対する飛騨市税の特例に関する条例の一部を改正する条例）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和4年3月31日別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年6月7日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

租税特別措置法の改正に伴う改正

専決第4号

専 決 処 分 書

商工業生産設備等に対する飛驒市税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

飛驒市長 都 竹 淳 也

## 商工業生産設備等に対する飛驒市税の特例に関する条例 の一部を改正する条例

商工業生産設備等に対する飛驒市税の特例に関する条例（平成16年飛驒市条例第69号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第12条第3項」を「第12条第4項」に、「第45条第2項」を「第45条第3項」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の規定は、施行日以後に取得された設備において適用し、施行日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。

## 商工業生産設備等に対する飛騨市税の特例に関する条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 略</p> <p>(適用固定資産)</p> <p>第2条 この条例の適用が受けられる固定資産は、租税特別措置法(昭和32年法律第26号) <u>第12条第3項</u>の表の第1号又は<u>第45条第2項</u>の表の第1号の規定の適用を受ける製造業、農林水産物等販売業、旅館業及び情報サービス業等の用に供する設備の取得等をした者について、当該事業の用に供する機械及び装置又は建物(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(令和3年総務省令第31号)第1条に規定する特別償却設備に限る。)及びその敷地である土地(令和3年4月1日以後の取得に限り、かつ、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする建物の建設の着手があったものに限る。)とする。</p> <p>以下 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 略</p> <p>(適用固定資産)</p> <p>第2条 この条例の適用が受けられる固定資産は、租税特別措置法(昭和32年法律第26号) <u>第12条第4項</u>の表の第1号又は<u>第45条第3項</u>の表の第1号の規定の適用を受ける製造業、農林水産物等販売業、旅館業及び情報サービス業等の用に供する設備の取得等をした者について、当該事業の用に供する機械及び装置又は建物(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(令和3年総務省令第31号)第1条に規定する特別償却設備に限る。)及びその敷地である土地(令和3年4月1日以後の取得に限り、かつ、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする建物の建設の着手があったものに限る。)とする。</p> <p>以下 略</p>

## 条例関係議案要旨

議案名	商工業生産設備等に対する飛騨市税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
担当部	総務部
提案理由	租税特別措置法の改正に伴う改正
制定改廃の根拠等	成長と分配の好循環の実現に向けた賃上げ等の促進、カーボンニュートラルの実現等の観点から国税に関する法律を一体的に改正するための「所得税法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第4号）により、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）が改正されたことに伴い、当該条例について所要の改正を行うもの。
条例の概要	<p><b>【改正の内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 項ずれの修正</li> </ul> <p>租税特別措置法が改正され同法に項ずれが生じたことに伴い、当該条例の商工業生産設備等に対する固定資産税の特例の適用範囲を規定する箇所と同法の項ずれした条項を引用していることから、当該引用箇所を改正するもの。 （第2条関係）</p>
市民への影響等	特になし
施行日	令和4年4月1日
備考	